

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：商工労働部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和5年度離職者等再就職訓練(パソコン・経理資格取得コース(浜田))業務委託	R5.8.17	株式会社ソコロシステムズ 島根県益田市三宅町1-19	4,290,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			西部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(福祉サービス資格取得コース(浜田))業務委託	R5.8.29	株式会社ホームケアー島根 島根県出雲市斐川町上直江2139-135	2,904,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			西部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(大型自動車運転手養成科)業務委託	R5.8.31	株式会社出雲高等自動車教習所 出雲市塩冶町2486番地	3,022,421	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(活かせる!経理・事務科)業務委託	R5.8.31	株式会社島根人材育成 出雲市江田町290番地 GS会館2F	4,290,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(情報ビジネス科②)業務委託	R5.8.31	職業訓練法人安来地域能力開発振興協会 安来市今津町532-3	3,465,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
令和5年度離職者等再就職訓練(PC・介護初任者科)業務委託	R5.8.31	職業訓練法人島根中央能力開発振興協会 大田市大田町大田イ309-2	3,630,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
技術シーズ育成支援事業委託研究契約	R5.8.21	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060	1,152,800	第167条の2第1項第2号	委託先を公募し、外部審査委員等による審査会の結果により採択候補と決定したため			産業振興課	
技術シーズ育成支援事業委託研究契約	R5.8.21	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060	1,500,000	第167条の2第1項第2号	委託先を公募し、外部審査委員等による審査会の結果により採択候補と決定したため			産業振興課	
技術シーズ育成支援事業委託研究契約	R5.8.21	国立大学法人島根大学 島根県松江市西川津町1060	1,473,450	第167条の2第1項第2号	委託先を公募し、外部審査委員等による審査会の結果により採択候補と決定したため			産業振興課	
令和5年度専門高校の生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務の委託契約締結(出雲商業高等学校)	R5.8.21	出雲教育コンソーシアム 代表法人) 島根県出雲市駅南町2丁目4番地15 株式会社プロビズモ 代表取締役 金子 寛 児 (構成法人) 島根県出雲市今市町321番地3 株式会社島根情報処理センター 代表取締役 北 村 功 (構成法人) 島根県出雲市西新町1丁目2548番地7 株式会社日本ハイソフト 代表取締役 杉 原 悟	4,998,573	第167条の2第1項第2号	本業務の運営にあたっては、以下の理由から出雲教育コンソーシアムが唯一の実施先と考えられる。 ・本事業は、生徒への指導を通して、地元のIT企業の理解を深め、生徒の県内IT企業への就職を増やすことを主な目的としていることから、受託企業は、新卒を採用している出雲市内のIT企業が望ましい。 ・出雲地域の若年層のIT人材の育成は、出雲に拠点を置くIT関連企業で構成するチーム出雲オープンビジネス協議会が担っている。受託者であるコンソーシアムは、この協議会で主に若年層のIT人材育成を担当している3社で構成されており、市内のIT企業でこの3社以外に本事業を受託することは難しい。加えて、3社とも毎年新卒の採用を行っている。 ・また、この3社は、協議会が実施するIT人材育成事業を通じて豊富な指導経験を有するとともに、地元IT企業のニーズを的確に把握し、それを踏まえた授業の企画が期待できる。 ・令和4年度のコンペにより、受託者として決定し授業をされたが、同校教員等からの評価が高く、引き続き当コンソーシアムと連携した授業実施を希望する声が多い。			産業振興課	
しまね業界別DX推進セミナー企画運営業務	R5.8.4	東京都目黒区下目黒1丁目8-1アルコタワー12F 株式会社フューバル DX事業部 部長 宮川 義弘	1,648,416	第167条の2第1項第2号	以下の理由により、本事業者と随意契約を行う。 ・デジタルの導入やデジタルトランスフォーメーション(DX)に関するセミナーを行うに当たり、県内のグループ会社である(株)えすみを通じ県内の多くの中小企業に対してデジタル導入に関する支援を行っており、県内産業のデジタル化に関する懸念点や取組状況など深い知見を有していること。 ・県内IT企業が会員である(一社)島根県情報産業協会の総会においてDXIに関する講演を行うなど、県内IT企業との連携にも力を入れており、県の目指す県内IT企業を巻き込んだDXを進めるにあたって高い関係価値を有			産業振興課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課 (地方機関)の名称	備考
令和5年度地域IT人材育成に係る支援業務(学校法人斐川コア学園)	R5.8.17	島根県出雲市斐川町富村1000-8 学校法人 斐川コア学園 理事長 千葉 直樹	1,497,000	第167条の2第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の運営にあたっては、以下の理由から学校法人斐川コア学園が唯一の実施先と認められる。 ・ 県内の情報系専門学校で唯一IoT人材育成のカリキュラムを編成し、当初(H27)から授業の企画・立案を担っていることから、過年度の課題を踏まえた授業内容の検証や見直しを期待できる。 ・ 出雲市に拠点を置くIT企業で構成されるチーム出雲オープンビジネス協議会と連携体制を構築しているため、より実践的な授業内容の企画・立案が期待できることに加え、生徒に対して複数の地元IT企業との交流機会を提供することが可能。 			産業振興課	
中国市場向け誘客プロモーション業務	R5.8.24	鳥取県米子市茶町44森本ビル3F TOMONARI株式会社	1,332,500	第167条の2第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるのは当社のみであることから、当社が最も適当である。 ・ 作成動画を中国市場向け島根県の公式SNS微博に投稿すること。 ・ ※当社は県公式SNS微博を管理・運営しており、微博を使用した取組において、微博側と円滑に調整し、県事業を遂行できる唯一の会社。 ・ 中国の旅行業界に精通し県内の訪日旅行の手配の実績があること。 ・ 現地旅行会社の手配、アプリを使った情報発信まで一貫して行えること。 ・ 大会主催者である第一財経と円滑な調整ができること。 			観光振興課	
タイ・島根企業連携強化プロジェクト業務委託	R5.8.1	110/1 Thanon Krung Thon Buri, Bang Lamphu Lang,Thon Buri, Bangkok,Thailand 10600 Knowledge Xchange, King Mongkut's University of Technology Thonburi Mr. Wannaphop Klomklieng, Chief Operating Officer	1,854,000	第167条の2第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業の現地事業化を推進するため、県とキングモンクット工科大学KKセンターとの間で、令和3年度に連携体制構築に関する覚書を締結し、同大学が保有する研究シーズやタイにおけるニーズ情報、県においては、県内企業情報、製品情報を相互に提供し情報共有を図りながら、県内企業のASEAN展開を支援している。 ・ 今回の委託業務については、タイ王国市場および本県の多種多様な産業双方の深い知識・情報を有していることが必須条件で有り、この業務を円滑かつ効果的に実施できるのは、同センターのみである。 			ブランド推進課	